＜出願までの流れ（小山特許事務所）＞

商標登録出願の場合（面談タイプ）

ご相談ご予約フォームまたはお電話にて、 ご希望の面談日時をお知らせください。	ステップ1
面談日時の決定（ご予約の確定）	ステップ2
面談（ご相談・打合せ） ・商標（ネーミングやマークなど）と、それを用いる商品またはサービスの内容について、お知らせください。 ・出願から登録までの手続と費用を、弊所オリジナルの資料に基づき、わかりやすくご説明させていただきます。 ・疑問や不安な点につき、ご質問にお答えします。	ステップ3
手続と費用に納得いただけましたら、ご依頼ください。 （一旦、お持ち帰りいただき、じっくりとご検討いただけます。）	ステップ4
「委任状」と「商標登録出願のご依頼に際して」という書類をご提出いただきます。 ※「委任状」は、弊所から特許庁に提出させていただきます。 ※「商標登録出願のご依頼に際して」は、出願から登録までの費用を記載しておりますので、いま一度ご確認の上、ご提出ください。	ステップ5
請求書を発行させていただきますので、着手金をお支払いください。	ステップ6
先行商標を調査した上、ご報告させていただきます。	ステップ7
先行商標の調査報告をご確認の上、出願の要否についてご指示ください。	ステップ8
・出願をご希望された場合、特許庁に出願させていただきます。 ・出願をされない場合、先行商標調査手数料を差し引いて残金を払い戻します。	ステップ9
出願書類の控え、残金の請求書を郵送させていただきます。	ステップ10
残金のお支払いをお願いします。	ステップ11

http://www.koyamapat.jp　小山特許事務所（大阪寝屋川）
Copyright(C) 2009,2011 Katanobu Koyama. ALL RIGHTS RESERVED.